

農業改良普及センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第30号

農業改良普及センター条例の一部を改正する条例

農業改良普及センター条例（昭和33年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	位 置	管轄区域	名 称	位 置	管轄区域
中央農業改良普及センター	北上市	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡			
盛岡農業改良普及センター	[略]		盛岡農業改良普及センター	[略]	
八幡平農業改良普及センター	[略]		八幡平農業改良普及センター	[略]	
奥州農業改良普及センター	[略]		中部農業改良普及センター	北上市	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡
[略]			奥州農業改良普及センター	[略]	
			[略]		
備考 <u>農業経営の改善に関する高度な科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うことその他規則で定める事務に係る中央農業改良普及センターの管轄区域は、県の全域とする。</u>					
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。